308

質問第三○八号平成二十八年五月二十七日提出

辺野古海上警備請負業務に関する再質問主意書

提出者

仲

利

里

信

辺野古海上警備請負業務に関する再質問主意書

辺野古海上警備請負業務に関しては、 平成二十八年五月十七日付け質問主意書第二七七号で質問を行い、

五月二十七日付けで答弁を得たところである。

その際の質問では、 政府がライジングサンセキュリティーサービスに発注し、同社がマリンセキュリ

ティーに下請け発注した契約金額や、雇用の実態、不当労働行為に対する対処策、 業務契約のあり方、

の自由に対する侵害の状況等について、 質問と指摘をそれぞれ行ったところであるが、 いずれの質問に対し

ても個別の企業に関わるとか、 今後の警備に支障を及ぼす恐れがあるとかの理由を述べて質問に全く答えよ

うとしていない。 また質問の趣旨を意図的にはぐらかして一般論を述べるに留めるなど、 到底誠意が感ぜら

れる答弁内容とはなっていない。

そこで再度以下お尋ねする。

政府が発注し、 請負契約に基づいて下請け承認を行った下請け企業の受注状況が把握できる資料は、 公

の契約に基づく資料であることから、国民へ開示する義務があるはずである。国民の知る権利を損なって

まで、個人企業の公の契約状況を明らかにしない理由は何か。

_

握 そもそも今回の事件の発端は、 するための資料は、 公の契約に基づく資料であることから、 マリンセキュリティーの不当労働行為である。 国民へ開示する義務があるはずである。 その実態と問題点等を把 国

個人企業の公の契約状況を明らかにしない理由は何か。

民

の知る権利を損なってまで、

 \equiv 府 是正の勧告を受けていることから、政府として同社に対してどのような処分を行う考えなのか、 下請けさせたマリンセキュリティーが明らかに労働基準法を含む関係法令に違反し、 法令の遵守を定めている」との一般論を述べるにとどめている。 て調査を行う考えはないか、 本職の質問に対して、政府は「防衛省が受注者に対し、 の考えを明らかにするよう求める。 それぞれ明らかにされたいとの質問を行っているところである。 契約関係書類において、 しかし、 受注者が防衛省の承認を受けて 労働基準法を含む関係 労働基準監督署から 改めて、 政府とし 政

働基準法等関係法令に違反する事案が発生した原因について政府の見解を答えられたい。 体的内容等について政府の承知するところを明らかにした上で、 る。それならば、同省が実施してきた「労働基準法の遵守徹底」及び「事業場に対する監督指導等」 本職の質問に対して、政府は「厚生労働省としては、これまでもその遵守徹底を図ってきた」と答弁す 同省が実施してきたのにもかかわらず労 の具

兀

Ŧī. 用保険、 追徴金を徴収する」と答弁する。それならば、マリンセキュリティーに対して「労働者災害補償保 本職の質問に対して、政府は 健康保険及び厚生年金保険の不足分や追徴金」が生じているか否かについて政府の承知するとこ 「労働者災害補償保険、 雇用保険、 健康保険及び厚生年金保険の不足分や 雇

ろを明らかにした上で、生じている場合に政府が行うべき対処策について答えられたい。

六 明らかにした上で、 えられたい。 に支障が生じる警備内容とは一体何なのか、 本職の質問に対して、政府は「警備内容を明らかにすることは、今後の警備に支障を及ぼす恐れがある 答えを差し控えたい」と答弁する。そうであるならば、 国民の知る権利を損なってまで秘密にすべき内容なのか否かについて政府の見解を答 支障とはどのようなものかについて政府の承知するところを 明らかにされることにより今後の警備

七 護法の研修又は教育を受講しているものとする」との条件を付している。 沖縄防 業務特記仕様書」において、「6・ 衛局は、 シュワブ H 27 海上警備業務((その2)においても同様) 一般指示事項」中、「(11) 警備員は、 この条件は本来警備とは無縁 過去一か年間に個人情報保 の発注に際して作成した 0

内容である。

一体なぜこのような条件をあえて付したのか、

その真意が極めて不可解であるし、

を明らかにした上で、 これにより何を達成しようとしたのか、 警備業務に個人情報保護法の研修を義務付けることに対する政府の見解を答えられ 理解が困難である。これらのことについて政府の承知するところ

たい。

八 位置付けられているか否かを検査・点検し、 たっては、 含む)等において、 会計検査院は、 是正を求めたり、 契約内容を厳密に規定し、 国家予算の適正な執行等についての調査等をその職責としているが、その調査等に当 請負業務内容を始めとする各規定が会計法等関係する諸法令に照らして適正に表現 不適切な執行として国会に報告したりするものと承知しているが、 権利義務等を明らかにすべき契約書や設計図書 記載漏れや内容の不備があれば契約要件を満たしていないも (業務特記仕様書を 政府の認

九 政府の承知しているところを明らかにした上で、 識はどうか。 のか、その検査結果はどうであったのか、行われていないのであれば、行う考えはあるか、などについて 「シュワブ 質問八に関連して、 H 27 海上警備業務(その2)」の二件の請負業務に対して、会計検査院の検査は行われた 沖縄防衛局が平成二十七年度に発注した「シュワブ 当該二件に対する検査結果若しくは検査を今後実施する H 27 海上警備業務」 及び

ことについて政府の見解を答えられたい。

+ +警備」 び設計図書を内容とする業務」、 めた。 するところを明らかにした上で、当該契約における再委託の適正性について政府の見解を答えられたい。 利関係を規定すべき契約書及び特記仕様書の体を成しておらず、 れ 委託の内容等が把握できる資料として契約書や業務特記仕様書、 務について、 いては、 てい 沖縄 質問八~同十に関連して、前述の二件の請負業務の契約書や設計図書 とのみ記載されているだけで、 ない。 しかし、政府から提出された業務委託契約書では、 防衛局 海上警備業務の業務内容が単に「必要な警備を実施する」とのみ記載されているだけである。 長は、 また提出された業務特記仕様書においては、 「業務を一部再委託している」との答弁をおうむ返しに繰り返した。 五月十六日の面談において、 「契約書記載の業務」とあるだけで、 内容には全く触れられていない。 「丸投げではないか」との指摘を受けた海上警備 同様に、 「1業務の名称」 設計図書、 不備と言わざるを得ないが、 単に 業務の内容については全く記! これでは再委託に関する義務や権 6. (業務特記仕様書を含む) と第一条の総則で 見積書等関係書類の提供を求 海上警備業務」 そのため、 で 本職 政府 「契約書及 「必要な 請負業 は、 0 にお 承知 載さ ま 再

警備用船艇に搭載する使用機材についても全く記述されていな

た、

海上警備業務に必要な警備及び装具、

行うべきであると思われるが、 , , このような内容では契約書や設計図書の体を成しておらず、不適切な契約・執行として指摘や是正を 政府の承知するところを明らかにした上で、 当該契約の適正性について政

府

の見解を答えられたい。

め、 由 われていない。 について政府の承知するところを明らかにした上で、 業務委託契約書第五条において、再委託の禁止と例外となる承諾について規定されている。そのた 本職は再委託の手続きの有無と承諾の理由、 なぜ原則禁止の再委託を承認した際の理由とその内容を開示、 内容等について照会したところ、未だに明確な説明が行 国民の知る権利保護の観点から契約書上の諸手続 説明できないのか、

十三 シュワブ 規にのっとって適正である」とし、 備業務(その2)の予定価格に対する落札率が九十九. すればさもありなん、 きを公表すべきか否かについて政府の見解を答えられたい。 一社からの見積もりに基づく予定価格の設定と、見積もりを徴した一社のみの入札参加及び応札から H 27 官製談合の典型だと言われても仕方がないところである。しかし、政府は 海上警備業務の予定価格に対する落札率が九十九 また一社のみの見積もりでもって予定価格を設定した根拠として「予 九%と極めて異常な落札率となっている。 五%、 シュワブ H 27 「会計法 海上警 その理 しか

ŧ あ 履行の難易、 ような事実関係について政府の承知するところを明らかにした上で、当該落札の適正性と一社のみの見積 法として、 算決算及び会計令第八十条第二項に基づく」ものであるとしている。ところが同条項は予定価格 り、 りでもって予定価格の設定根拠としたことの是非について政府の見解を答えられたい。 社のみの見積もりでもって予定価格を設定することの根拠規定とはなり得ないものである。 単に 数量の多寡、 「予定価格は、 履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」としているだけで 契約の目的となる物件又は役務について、 取引の実例価格 需給 の決定方 0 状 この

十四四 るのかその真意が不明である。 らかである。 ら特別な内容が含まれていない。 辺野古: 海上警備請負業務は、 なぜ政府がライジングサンセキュリティーサービスやマリンセキュリティーに固執、 政府の釈明と見解を伺う。 よって特定の業者のみが行うことができる特殊な業務ではないことは明 その契約書や設計図書 (業務特記仕様書を含む) を点検したところ、 執着す 何

十五 のであった。 たされた挙句にようやく提供された資料は、 本職は、 また、 政府関係機関に辺野古海上警備請負業務に関する資料の提供と説明を求めたところ、散々待 説明も極めて不十分であり、 いずれも大部分がマジックで黒塗りされて判読が不可 担当職員が十分な知識と意欲に欠けているのではないか 能 なも

を伺う。

右質問する。